平成２３年（フ）第４９５号
埼玉県越谷市赤山町５丁目７番47号ペアハイツ越谷２―403、破産手続開始時の住所埼玉県越谷市川柳町４丁目245番地１朝日プラザガーデンシティ新越谷104
破産者　久米　章夫
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６５５号
埼玉県越谷市大字下間久里277番地８
破産者　五島久美子
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６８２号
埼玉県越谷市西方２丁目18番地６　エスポワール越谷211
破産者　丸山　哲由
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７６１号
埼玉県越谷市大字下間久里886番地72　コーポラス越谷202
破産者　マックスシーリングこと　石井　淳也
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
静岡県熱海市下多賀172番地　めぐみマンション201、前住所東京都武蔵村山市緑が丘1460番地　1114―402
破産者　堀井昭二郎
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２５４号
名古屋市守山区白山１丁目1301番地　サンハウスナガオＥ棟203号、従前の住所名古屋市守山区森孝東２丁目303番地　イブサン森孝新田202号
破産者　木村　良平
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８６４号
愛知県北名古屋市弥勒寺西３丁目11番地　ベルハウス201号
破産者　嶋田　眞一
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０９０号
名古屋市名東区牧の原３丁目306番地　美サイレントマンション305号
破産者　喜来　仁美
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５２２号
三重県鈴鹿市中江島町13番11号　アルビレオ３―Ｃ
破産者　石田　幹二
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０４号
名古屋市港区津金２丁目14番33号　ココロ東海橋Ｃ２号
破産者　佐津川雅恵
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７２号
愛知県春日井市旭町３丁目41番地　エスポワール102号
破産者　梅村運送こと　梅村　泰卓
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０４号
愛知県東海市養父町八ケ池64番地の４、開始決定時の住所愛知県日進市栄３丁目1306番地アミスタにっしん202
破産者　山中　　梓（旧姓角谷）
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２８号
大津市萱野浦17番17号
破産者　亀元　照雄
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７号
滋賀県草津市木川町864番地　レジデンス草津304号、前住所滋賀県草津市草津町1454番地34
破産者　栄進こと　深水　恵子
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６号
大津市におの浜２丁目２番５―607号
破産者　茂原　康弘
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７８号
兵庫県朝来市生野町円山979番地10
破産者　虎城　弘子
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３２０号
広島市西区己斐本町１丁目15番10―1302号
破産者　大久保健二
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９４号
広島市中区江波東１丁目13―18、住民票上の住所広島市中区西川口町18番７号
破産者　杉本　芳郎
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部